

IX 2「学校運営計画」

三次市立吉舎中学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、三次市立吉舎中学校（以下「本校」という）の校務を円滑かつ適正に運営するために、「三次市小中学校の管理運営及び学校教育法の実施に関する規則」（以下「管理規則」という）第37条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で、「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係る校長・教頭・事務長・教諭・養護教諭・講師、並びに三次市教育委員会の任命に係る臨時的任用教員・障害児介助指導員・校務員等をいう。

(校長)

第3条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教頭)

第4条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

(事務長)

第5条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

第2章 企画委員会

(企画委員会)

第6条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化、適正化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。

2 企画委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、各学年1名で構成する。（但し、学年代表は主任・主事が兼ねることができる）

3 企画委員会は、校長が招集し主宰する。

4 企画委員会は週一回開くことを原則とする。

5 司会は教頭が行い、記録は教務主任、生徒指導主事が交互に行う。

6 企画委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校ビジョン、教育目標の策定など教育推進に関する事項
- (2) 校務運営に関する組織及び分掌に関する事項
- (3) 職員会議の内容に関する事項
- (4) 学校行事に関する事項
- (5) 施設設備に関する事項
- (6) その他校長が認める事項
- (7) 緊急を要する事項

7 校長は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、報告・意見聴取を行うことができる。

第3章 職員会議

(職員会議)

第7条 校長は、その校務運営に関する意志決定の補助を行わせるため、職員をもって構成する職員会議を設置する。（但し、非常勤講師、市費職員は必要に応じて出席する）

2 校長は、職員会議を招集し、主催する。司会（教務主任）及び記録（生徒指導主事）は企画委員が行う。

3 職員会議で取り上げる事項については、企画委員会を経て、校長が決定する。

4 職員会議の内容に関する資料は、事前に教頭に提出する。

5 会議録には次の事項を記録する。

- (1) 会議実施の年月日及び時間
- (2) 議題及びその内容
- (3) 連絡及び協議事項
- (4) その他必要事項及び記録者

6 会議録は校長が確認し、教頭が保管する。

7 会議に出席できなかった者は、会議録で内容を確認する。

第4章 校務運営に関する事項

(運営組織・校務分掌の決定)

第8条 校長は、その権限に属する事項を職員に分掌させるため、管理規則第31条に基づき、年度初めに当該年度における職員の校務分掌組織及び職員の分掌を定める。

(組 織)

第9条 校務運営及び教育企画を円滑に運営・実施するために、次の部及び会を置く。

- (1) 総務部、教務部、生徒指導部及び進路指導部
 - (2) 1学年会、2学年会、3学年会
 - (3) 学校保健委員会、学校衛生委員会、特別支援教育校内委員会、体罰・セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等相談窓口、不祥事防止委員会、学校関係者評価委員会、学校評議員との懇談会、いじめ防止委員会
- 2 各部及び会の協議事項は、教頭・校長に報告し、校長の承認を得るものとする。
 - 3 各部及び会相互の連絡調整は、教頭が取りまとめ企画委員会において行う。
 - 4 この規程に定めるもののほか、運営について必要な事項が生じた場合は、校長が別に定める。
 - 5 校務運営組織図は、別に定める。

(主任等)

第10条 校長の校務及び各部の円滑な運営を図るため、三次市小中学校管理規則及び学校教育法の実施に関する規則第32条に則り、次の主任等を置く。

- (1) 教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、研究主任、学年主任
- (2) 食育担当者、キャリア教育担当者、道德教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、体罰・セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等相談窓口、小中一貫教育推進教員、「学びの変革」推進担当教員

第11条 主任・主事の所掌事項を次のとおり定める。

- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案・実施、時間割の総合調整、教科書・教材の扱い等、教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (2) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導計画の立案・実施、生徒指導に関する資料の整備や生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (3) 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の進路指導に関する全体計画の立案や進路情報に関する資料の収集・整備及び生徒の進路相談等、進路に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (4) 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (5) 研究主任は、校長の監督を受け教務主任と連携を図り、本校の研究推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (6) 学年主任は、当該学年における諸活動に関する事項について、連絡調整及び指導・助言に当たる。
- (7) 食育担当者は、校長の監督を受け、食育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (8) キャリア教育担当者は、校長の監督を受け、キャリア教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (9) 道德教育推進教師は、校長の監督を受け、道德教育を推進し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (10) 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (11) 体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等相談窓口は、校長の監督を受け、管理職を含む男女各2名で構成し、職員及び生徒にとって安心・安全な学校環境を確保するための相談を受け、改善を図る。
- (12) 不祥事防止委員会は、校長の監督を受け、学校教職員の不祥事の防止にむけた取組みを推進する。
- (13) 小中一貫教育推進教員は、校長の監督を受け、小中一貫教育の推進に関する事項について、各関係機関及び校内の連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (14) 「学びの変革」推進担当教員は、校長の監督を受け、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりを推進し、その実践及び改善を行う。

第12条 前項に規定する主任等の命免は、管理規則第33条に基づき校長が行う。

(事務・校務処理)

第13条 学校における事務処理は起案方式とし、教務主任、事務長、教頭、校長の決裁を受ける。

- 2 急を要する起案文書は起案者が持ちまわり、決裁を受ける。但し、校長不在の場合は教頭が代理決裁とする。
- 3 授業時間の適正確保のため、授業時数管理運営表（時間割統括表）を作成し、教職員はそれに基づいて各自授業記録（週案）を書き、教務主任、教頭、校長が検印するものとする。
- 4 公印の保管は、校長の命を受け、事務長が行う。

(体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等相談窓口)

第14条 学校教育法第11条、及び広島県教育委員会教育長からの「体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等相談窓口設置等について」「職場等における性的な言動に起因する問題の防止等について」、三次市セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等の防止に関する要綱の趣旨に則り、体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等の未然防止の観点から、その発生の恐れのある場合、またこうした事に該当するか否か微妙な場合についても、必要があると認められる場合は対応する。
- 3 相談があった場合は、直ちに校長または教頭・事務長に報告をする。
- 4 相談窓口は、教頭、事務長、生徒指導主事、養護教諭で構成する。
- 5 相談窓口で受けた内容については、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底する。

(不祥事防止委員会)

第15条 職員の不祥事を防止するために、不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事に関する定期的な意識啓発、規範意識の高揚のための企画・立案、実施等により計画的に推進する。
- 3 委員は校長、教頭、事務長、生徒指導主事、学年代表1名（生徒指導主事を含める）で構成する。
- 4 不祥事防止委員長は校長とし、不祥事防止委員会の開催は不祥事防止委員長の招集による。

(学校衛生委員会)

第16条 三次市立学校職員衛生管理要綱第8条に基づき、学校衛生委員会を設置する。

- 2 職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進する。
- 3 委員は、校長、教頭、事務長、養護教諭、職員代表1名（校長が任命する）、学校医で構成する。
- 4 主任安全衛生管理者は校長とし、学校衛生委員会の開催は主任安全衛生管理者の招集による。

(学校保健委員会)

第17条 生徒の心身の健康を守り、安全・安心を確保するため、学校保健委員会を設置する。

- 2 学校保健委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、養護教諭、保健主事、学校医で構成する。

(特別支援教育校内委員会)

第18条 特別支援教育の推進にあたり、生徒の実態把握及び指導・支援のあり方等について審議をすることにより、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育委員会を設置する。

- 2 特別支援教育委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(小中一貫教育推進委員会)

第19条 小中一貫教育の推進にあたり、校内における推進及び指導のあり方について協議し、校区の小中一貫教育の充実を図るため、小中一貫教育推進委員会を設置する。

- 2 小中一貫教育推進委員会は、校長、教頭、小中一貫教育推進担当、その他校長が必要と認める職員を持って構成する。

(いじめ防止委員会)

第20条 いじめの防止やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。

- 2 いじめ防止委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、スクールカウンセラー、該当学年で構成する。

(不登校対策委員会)

第21条 不登校の未然防止や不登校生徒の社会的自立に向けた支援を組織的に行うため、不登校対策委員会を設置する。

- 2 不登校対策委員会は、校長、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、スクールカウンセラー、該当学年で構成する。

(学校運営協議会)

第22条 三次市学校運営協議会設置規則第2条に則り、その目的を達成するため、学校運営協議会を設置する。

- 2 学校運営協議会の委員は、三次市学校運営協議会設置規則第7条に基づき、対象学校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

第5章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第23条 校長は、管理規則第36条に基づき、職員の勤務時間の割り振りは次の通り定める。

(非常勤講師は除く)

2 職員の勤務時間は、8時20分から16時50分までとする。ただし、スクールカウンセラー、学校支援員、特別支援学級介助員、ALTの勤務時間については別途定める。

3 授業中の休憩は、次の通りとする。

8:20	12:55	13:40	16:50
	休憩		

4 長期休業中の勤務時間及び休憩は、次の通りとする。

8:20	12:15	13:00	16:50
	休憩		

5 早出遅出勤務による勤務時間は、次の通りとする。

7:50	12:55	13:40	16:20
早出		休憩	
8:30	12:55	13:40	17:00
遅出		休憩	

第6章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第24条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第25条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が別に定める。

第7章 雑則

(規程の改正)

第26条 規定の改正は、必要に応じて校長が行う。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、三次市立吉舎中学校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定める。

付則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年7月6日に一部改正する。平成18年4月3日に一部改正する。

平成19年4月2日に一部改正する。平成20年4月1日に一部改正する。

平成21年4月15日に一部改正する。

平成21年12月25日に一部改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成22年3月1日に一部改正する。

平成23年3月18日一部改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成24年3月30日に一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成25年3月29日に一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成26年3月31日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成27年3月31日に一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成28年3月31日に一部改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成30年3月31日に一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成31年3月31日に一部改正し、平成31年4月1日から施行する。

令和6年3月31日に一部改正し、令和6年4月1日から施行する。